

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(活動要領)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部長及び支部長は、前項第1号及び第4号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(災害情報の報告等)</p> <p>第33条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">報 告 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: top;">初期情報報告</td> <td style="text-align: left;">災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進ちょく状況について、逐次、報告するもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本部支援室長は、支部長から受けた災害情報を総務部長に報告し、かつ、関係課等の長に通知する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部に置く部並びに部長及び次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">部長に充てる職</th> <th style="text-align: center;">次長に充てる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国体・障がい者スポーツ大会部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">国体・障がい者スポーツ大会局副局長</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	報 告 先	初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進ちょく状況について、逐次、報告するもの	[略]	[略]		[略]			部	部長に充てる職	次長に充てる職	[略]			国体・障がい者スポーツ大会部	[略]	国体・障がい者スポーツ大会局副局長	<p>(活動要領)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部長及び支部長は、前項第1号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(災害情報の報告等)</p> <p>第33条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">報 告 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: top;">初期情報報告</td> <td style="text-align: left;">災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進捗状況について、逐次、報告するもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本部支援室長は、支部長から受けた災害情報を関係課等の長に通知する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">本部に置く部並びに部長及び次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">部長に充てる職</th> <th style="text-align: center;">次長に充てる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国体・障がい者スポーツ大会部</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">国体・障がい者スポーツ大会局副局長（総務課総括課長を兼ねる者に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	報 告 先	初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進捗状況について、逐次、報告するもの	[略]	[略]		[略]			部	部長に充てる職	次長に充てる職	[略]			国体・障がい者スポーツ大会部	[略]	国体・障がい者スポーツ大会局副局長（総務課総括課長を兼ねる者に限る。）
種 類	内 容	報 告 先																																							
初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進ちょく状況について、逐次、報告するもの	[略]																																							
	[略]																																								
[略]																																									
部	部長に充てる職	次長に充てる職																																							
[略]																																									
国体・障がい者スポーツ大会部	[略]	国体・障がい者スポーツ大会局副局長																																							
種 類	内 容	報 告 先																																							
初期情報報告	災害の発生直後に当該災害概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及びその進捗状況について、逐次、報告するもの	[略]																																							
	[略]																																								
[略]																																									
部	部長に充てる職	次長に充てる職																																							
[略]																																									
国体・障がい者スポーツ大会部	[略]	国体・障がい者スポーツ大会局副局長（総務課総括課長を兼ねる者に限る。）																																							

出納部	[略]	出納局出納指導監
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
秘書広報部	[略]		
	調査監	調査監	[略]
[略]			
保健福祉部	[略]		
	子ども子育て支援課	[略]	[略] 児童及び母子世帯の把握及び応急対策に関すること。 [略]
	医療政策室	[略]	[略] 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関すること。 医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略] 身体のスクリーニング等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。
[略]			
商工労働観	[略]		

出納部	[略]	出納局会計指導監
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
秘書広報部	[略]		
	調査監	総括調査監	[略]
[略]			
保健福祉部	[略]		
	子ども子育て支援課	[略]	[略] 児童及びひとり親世帯の把握及び応急対策に関すること。 [略]
	医療政策室	[略]	[略] 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣及び活動支援に関すること。 <u>災害医療コーディネーターの活動に関すること。</u> <u>いわて感染制御支援チーム（ICAT）の派遣及び活動支援に関すること。</u> 医療機関及び助産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略] 身体のスクリーニング等に関すること（原子力災害の場合に限る。）。
[略]			
商工労働観	[略]		

光部	経営支援課	[略]	
	ものづくり自動車産業振興課	ものづくり自動車産業振興課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	産業経済交流課	[略]	
	観光課	[略]	
	企業立地推進課	企業立地推進課総括課長	義援物資の受入れに関すること。
	雇用対策・労働室	[略]	
	[略]		
	出納部	[略]	出納局出納指導監
[略]			

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
物資の供給	[略]	地域振興室 経営支援課 産業経済交流課 <u>企業立地推進課</u> 流通課 林業振興課 水産振興課
[略]		

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課 自然保護課 県民くらしの安全課

光部	経営支援課	[略]		
	産業経済交流課	[略]		
	観光課	[略]		
	雇用対策・労働室	[略]		
	ものづくり自動車産業振興室	ものづくり自動車産業振興室長	義援物資の受入れに関すること。 他課等に対する応援に関すること。	
	[略]			
	出納部	[略]	出納局会計指導監	[略]
	[略]			

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
物資の供給	[略]	地域振興室 経営支援課 産業経済交流課 <u>ものづくり自動車産業振興室</u> 流通課 林業振興課 水産振興課
[略]		

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課 <u>資源循環推進課</u> 自然保護課 県民

					くらしの安全課 <u>若者女性協働推 進室</u>
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。